

平成 21 年 2 月 20 日
国立大学法人北海道教育大学

教員の懲戒処分にかかる学長見解

北海道教育大学の教員による学生への人権侵害行為が 2 件発生し、平成 21 年 2 月 19 日、教員 4 名を懲戒処分しました。

当該教員らの行為は大学の信用を著しく傷つける不名誉な行為であるとともに、本学教員としての自覚と責任に欠け、教育職員としてふさわしくない非行であり、本学に対する社会的信用を大きく失墜させたことは極めて遺憾であります。

被害を受けられた学生並びにそのご家族の皆様及び関係各位に対し、心からお詫び申し上げますとともに、本学教員がこのような不祥事を起こし世間をお騒がせしたことについて、大変申し訳なく思っております。

北海道教育大学では、セクシュアル・ハラスメントその他学内におけるあらゆる人権侵害防止のため、その啓発活動を推進し、教職員及び学生等に周知徹底を図ってきたところですが、かかる事態が発生したことは、人権侵害に対する教職員の認識と本学の防止体制が未だ不十分であったと言わざるを得ません。今回の事件を真摯に受け止め、今後とも教職員に対する指導監督を強化するとともに、人権侵害防止対策を含め、教職員の服務規律の保持についてより一層の徹底を図ります。このような不祥事の再発防止に全力を傾け、「学生を中心とした大学」の考えの徹底を図り、健全で快適な教育・研究環境づくりを進めていく所存であります。

平成 21 年 2 月 20 日

国立大学法人北海道教育大学長 本 間 謙 二

教員の懲戒処分について

1. 教員の学生指導における人権侵害行為等にかかる懲戒処分について

① 被処分者

北海道教育大学教育学部准教授（旭川校） A、B及びC

② 事実の内容

当該准教授3名は、共謀して、平成18年度、特に平成19年度から、逆らえない立場にある指導下の学生を自分たちの研究に利用するために、過大な課題を強制し、社会通念上の許容範囲を超えた長時間にわたる活動や深夜・早朝に及ぶ活動を日常的に行わせる等の不当な学生指導を行って勉学を阻害するなど、学生の名誉や尊厳を著しく傷つけ人権を侵害した。その結果、幻覚症状を呈するなど心身の調子を崩す学生を続出させ、しかも確認できるだけで2名の学生を不登校に至らしめた。それにもかかわらず、「学生による自主的活動」であると称して放置するのみで、不当な学生指導を続行した。加えて、平成20年度に実施した関係委員会による事情聴取による調査への出席を正当な理由なく拒否し、上司の指示・命令に従わなかった。

③ 本学の対応

人権委員会において、詳細な調査を実施した結果、重大な人権侵害であると判断し、平成20年9月25日開催の教育研究評議会において、審理委員会を設置し、事実の調査その他必要な事項についての審理を行った。その結果に基づき、教育研究評議会で審査を行い、平成21年2月19日に開催した教育研究評議会で処分を決定した。

④ 処分の内容

懲戒・諭旨解雇

2. 教員のセクシュアル・ハラスメント行為にかかる懲戒処分について

① 被処分者

北海道教育大学教育学部 准教授

② 事実の内容

当該准教授は、指導下にある複数の女子学生に対し、身体的接触を伴う性的な言動

及び性的な内容の手紙・電子メールを繰り返し送信する等のセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

③ 本学の対応

平成20年9月及び同年10月に被害を受けた女子学生からの申立により人権相談員会議で事実関係調査を行い、その結果を基に、平成20年11月20日開催の教育研究評議会において、審理委員会を設置し、事実の調査その他必要な事項についての審理を行った。その結果に基づき、教育研究評議会で審査を行い、平成21年2月19日に開催した教育研究評議会で処分を決定した。

④ 処分の内容

懲戒・懲戒解雇

付記

本件に関するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に該当する行為の詳細に関わる情報や被害者に関する情報については、被害者のプライバシー等の侵害や被害者に対しての二次被害を与えるおそれがあることから公表を控えます。

【お問い合わせ先】

総務担当理事 後藤 嘉也

電話 011-778-0213 (総務部人事課)